

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

- 法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- 改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり環境にも配慮しています。
- ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

第2章 採用・異動・休職に関する規定 第3 休 職

第3 休 職

○休 職

モデル条項

(休 職)

- 第〇条 会社は、社員(ただし、試用期間中の者を除く。)■が次の各号に該当するときは、休職を命ぜる②。
- 一 自己都合による欠勤を、会社がやむを得ないと認めたとき(私事休職)
 - 二 公職への就任を、会社が業務と両立しないと認めたとき(公職休職)
 - 三 私傷病に罹患し、通常程度の労務提供をなしうる程度に回復するまで一定期間の療養を要すると会社が認めたとき(私傷病休職)③
 - 四 刑事事件に関し起訴され、会社が業務と両立しないと認めたとき(訴休職)④
 - 五 出向を命じたことにより、社外の業務に従事するとき(出向休職)
 - 六 労働協約に基づき、組合の用務に専従するとき(組合専従休職)
 - 七 前各号のほか、会社が特に必要と認めたとき

関連条文 労基7・15①・89十、労基則5①十一

規定の概要

第2章 採用・異動・休職に関する規定 第3 休 職

事 例

労働者が刑事事件で起訴されたが、起訴事実を全面認めため、既に身柄を釈放され、労務提供に支障ないとして労務の提供を申し出ている場合に休職をし、その間を無給とすることに問題はないか

(全日本空輸事件=東京地判平11・2・15労70)

規 定 内 容

○第37条・第39条【要旨】

従業員が起訴されたときは休職させる場合があり、賃金はその都度決定す

モデル条項 ④ 起訴休職

【事案の概要】

本件は、原告が、被告の元客室乗務員に対し、同女を床上に引き倒して安否10日間を要する頸部捻挫等の傷害を負わせたとして傷害罪で逮捕され、その後され、略式命令を受けて釈放されたが、正式裁判の請求をしたことにより、原告が裁判所に係属したところ、無罪判決が下されるまでの間、被告が原告に対して無給の起訴休職処分の無効確認及び休職期間中の賃金等の支払を求めた事案です

【裁判所の判断】

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

組見本 (B5判縮小)

第2章 採用・異動・休職に関する規定 第3 休 職

時は、そうしたケースにも適切に対応し得るよう、規定を整備する必要性が増しています。なお、休職制度を設ける場合には就業規則に定める必要があるほか(労基89十)、使用者は、採用に際し、労働条件の一つとして、同制度に係る明示義務を負います(「休職に関する事項」労基15、労基則5①十一)。

ポ イ ント

① 社員(ただし、試用期間中の者を除く。)

そもそも、休職制度は、一般に、労働契約関係が長期的・継続的なものであり、その間に、一時的な労務提供不能の事態に陥ったからといって直ちに解雇することは適切でない、との趣旨に基づく制度ですから、短期的な契約関係に適用することを予定していません。したがって、試用期間中の者や非正規社員・契約社員等は、その適用対象から除外すべきです。正社員就業規則とは別に、非正規社員や契約社員の就業規則を定めていない場合には、これらの社員を除く旨も併せて明記すべきです。

② 休職を命ぜる

いかなる事由をもって休職事由とするか、また、どのような規定振りとするかは、専ら企業の裁量に委ねられています。一般的には、モデル条項のように、私事休職、公職休職、私傷病休職、起訴休職、出向休職、組合専従休職等が置かれています。いずれも、労働者の権利ではなく、使用者がそれと認めた場合に休職を「命ぜる」ものであることを明確にし、誤解を生じないようにしています。

③ 私傷病休職

モデル条項の3号は、いわゆる私傷病休職を定めています。メンタルヘルス不調を訴える労働者の増加に伴い、本類型の適用例やトラブルが頻出していますので、こう

第5章 休暇・休業等に関する規定 第2 年次有給休暇

○計画的年次有給休暇

モデル条項

(計画的年次有給休暇)

第〇条 会社は、労働基準法に定める年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定に基づき、第〇条に定める年次有給休暇のうち5日を超える部分について、計画的に付与するものとする。

2 社員は、その保有する年次有給休暇のうち前項の労使協定に係る部分については、その協定の定めるところにより取得しなければならない。

関連条文 労基39⑥

規定の概要

本規定は、年次有給休暇の計画的付与について定めたものです。年次有給休暇の計画的付与については、労使協定の締結が必要となります。

ポ イ ント

① 計画的に付与

年次有給休暇の計画的付与を実施する場合には、労使協定において、年休を充てる季節に関する定めをする必要があります(労基39⑥)。

年次有給休暇が、本来、労働者に対してまとまった休みを取得させる趣旨の制度であることを強調するため、年次有給休暇の付与方法を明確化する必要があります。



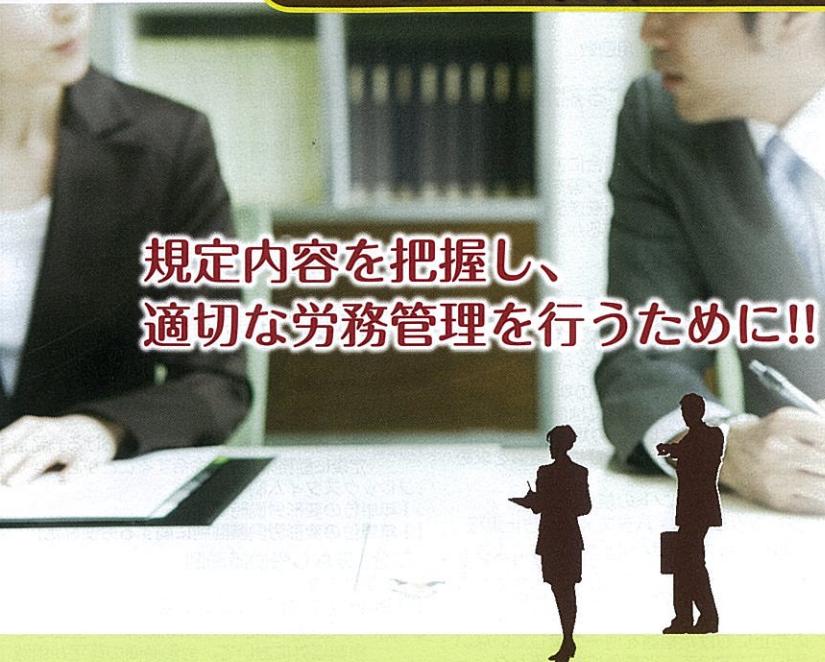
この印刷物は環境にやさしい
「植物性大豆油インキ」を使用しています。

人事労務規程のポイント

－モデル条項とトラブル事例－

編 集

人事労務規程実務研究会
【代表】別城 信太郎(弁護士)



規定内容を把握し、
適切な労務管理を行うために!!

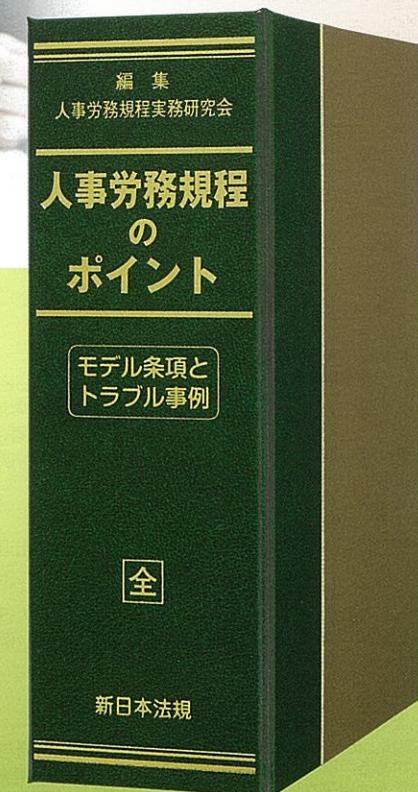
【条項への理解を深める】

◆最新の法令に適合した人事労務規程のモデル条項を掲げて、定め方や解釈、運用方法などをわかりやすく解説しています。

【トラブルへの対応を知る】

◆人事労務規程の規定内容から見た紛争事例を紹介し、その内容やポイントを掲げるとともに、実務対応を解説しています。

◆経営法曹会議に所属し、人事労務の法律問題に精通している弁護士の編集・執筆による信頼できる内容です。



加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁1,054頁
定価11,000円(本体10,000円) 送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

0120-089-339 受付時間/8:30~17:00
(土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

新日本法規出版

f 公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



掲載内容

第1章 総則に関する規定

○目的 ○適用範囲

事例 病院を退職した医師が、就業規則に基づく退職金の支払を求めたのに対し、病院を経営する法人が、医師はその就業規則の適用対象外であることを理由に、退職金の支払を拒むことができるか

○規則の遵守 ○就業規則の変更

事例 経費削減のため、就業規則を変更して、1年のうち、休日4日間を削除することは可能か

第2章 採用、異動、休職に関する規定

第1 採用

○採用手続 ○採用時の提出書類 ○試用期間

事例 会社が必要と認めた場合又は特に理由がある場合には試用期間を延長することは可能か

事例 「会社は試用期間終了までに不適と認められたときは、解雇することができる」との規定に基づいて、試用期間満了前に解雇できるか

○労働条件の明示

事例 中途採用者に対して内部的に決定していた運用基準における「初任給は、当該年齢の現実の適用考課の下限を勘案し、個別に決定する」との規定について説明しなかったことは、労基法15条1項に反するか

○身元保証

参考書式 身元保証書

事例 身元保証書における「万一、過失又は懈怠によって貴社に損害を及ぼしその義務を尽くすことができなかつた場合には、私共が連帯して履行の責に任じ貴社のお指図に従って弁償いたします」との規定に基づいて、会社が社員の業務命令違反により被った全損害を、身元保証人に請求できるか

○内定

参考書式 採用内定通知書

事例 採用通知において採用の日、配置先、採用職種及び身分が具体的に明示されれば、その段階で採用内定が成立したと言えるか

事例 採用内定者に対して企業が経営悪化等を理由に内定を取り消す場合、その有効性はどうのように判断されるか

第2 異動

○出向

参考規程例 出向規程

事例 就業規則における「社員に対しては、業務上の必要によって社外勤務をさせることがある」との規定に基づいて、会社が社員の個別的同意なく出向を命じることができるか

○配転転換

事例 就業規則における「業務上の都合あるいは本人の希望により、同一職場内に於ける職種の変更又は他の職場内ないしは地域への転出、転任を当該本部長・部長、及び人事・労務本部長の承認を得て行う事がある」との規定に基づいて、「フライ・アテンダント」を地上職に配置転換できるか

事例 「業務上の都合により社員に異動を命ずることがある。この場合には正当な理由なしに拒むことは出来ない」との規定に基づき行った転居を伴う配置転換について、当該労働者の家庭生活上の不利益を考慮してもなお有効と認められるのはどのような場合か

○昇格・降格

事例 就業規則における「業務上必要があるときは、職場転換、職種・職位の変更、他社への出向、グループ会社への転籍等の人事異動を命じる」との規定に基づいて、会社が育児休業から復帰した社員の業務内容を変更するのに併せて、減給を伴う職務等級の引下げができるか

第3 休職

○休職

事例 労働者が刑事事件で起訴されたが、起訴事

第4章 勤務時間、休憩及び休日にに関する規定

第1 所定労働時間・休憩・休日

○労働時間及び休憩時間

事例 労働時間に該当するか否かは、労働者の行

事例 職種や業務内容を限定せずに雇用契約を締結している労働者が私傷病で休職したが、休職期間満了日に元職への復職が出来ないと判断し、退職の扱いとすることに問題はないか

○休職者の所属 ○復職

事例 職種や業務内容を限定せずに雇用契約を締結している労働者が私傷病で休職したが、休職期間満了日に元職への復職が出来ないと判断し、退職の扱いとすることに問題はないか

○私傷病休職期間の通算と利用回数

第2章 採用、異動、休職に関する規定

第1 採用

○採用手続 ○採用時の提出書類 ○試用期間

事例 会社が必要と認めた場合又は特に理由がある場合には試用期間を延長することは可能か

事例 「会社は試用期間終了までに不適と認められたときは、解雇することができる」との規定に基づいて、試用期間満了前に解雇できるか

○労働条件の明示

事例 中途採用者に対して内部的に決定していた運用基準における「初任給は、当該年齢の現実の適用考課の下限を勘案し、個別に決定する」との規定について説明しなかったことは、労基法15条1項に反するか

○身元保証

参考書式 身元保証書

事例 身元保証書における「万一、過失又は懈怠によって貴社に損害を及ぼしその義務を尽くすことができなかつた場合には、私共が連帯して履行の責に任じ貴社のお指図に従って弁償いたします」との規定に基づいて、会社が社員の業務命令違反により被った全損害を、身元保証人に請求できるか

○内定

参考書式 採用内定通知書

事例 採用通知において採用の日、配置先、採用職種及び身分が具体的に明示されれば、その段階で採用内定が成立したと言えるか

事例 採用内定者に対して企業が経営悪化等を理由に内定を取り消す場合、その有効性はどうないように判断されるか

第2 異動

○出向

参考規程例 出向規程

事例 就業規則における「社員に対しては、業務上の必要によって社外勤務をさせることがある」との規定に基づいて、会社が社員の個別的同意なく出向を命じることができるか

○配転転換

事例 就業規則における「業務上の都合あるいは本人の希望により、同一職場内に於ける職種の変更又は他の職場内ないしは地域への転出、転任を当該本部長・部長、及び人事・労務本部長の承認を得て行う事がある」との規定に基づいて、「フライ・アテンダント」を地上職に配置転換できるか

事例 「業務上の都合により社員に異動を命ずることがある。この場合には正当な理由なしに拒むことは出来ない」との規定に基づき行った転居を伴う配置転換について、当該労働者の家庭生活上の不利益を考慮してもなお有効と認められるのはどのような場合か

○昇格・降格

事例 就業規則における「業務上必要があるときは、職場転換、職種・職位の変更、他社への出向、グループ会社への転籍等の人事異動を命じる」との規定に基づいて、会社が育児休業から復帰した社員の業務内容を変更するのに併せて、減給を伴う職務等級の引下げができるか

第3 休職

○休職

事例 労働者が刑事事件で起訴されたが、起訴事

第4章 勤務時間、休憩及び休日にに関する規定

第1 所定労働時間・休憩・休日

○労働時間及び休憩時間

事例 労働時間に該当するか否かは、労働者の行

事例 職種や業務内容を限定せずに雇用契約を締結している労働者が私傷病で休職したが、休職期間満了日に元職への復職が出来ないと判断し、退職の扱いとすることに問題はないか

○休職者の所属 ○復職

事例 職種や業務内容を限定せずに雇用契約を締結している労働者が私傷病で休職したが、休職期間満了日に元職への復職が出来ないと判断し、退職の扱いとすることに問題はないか

○私傷病休職期間の通算と利用回数

第2章 採用、異動、休職に関する規定

第1 採用

○採用手続 ○採用時の提出書類 ○試用期間

事例 会社が必要と認めた場合又は特に理由がある場合には試用期間を延長することは可能か

事例 「会社は試用期間終了までに不適と認められたときは、解雇することができる」との規定に基づいて、試用期間満了前に解雇できるか

○労働条件の明示

事例 中途採用者に対して内部的に決定していた運用基準における「初任給は、当該年齢の現実の適用考課の下限を勘案し、個別に決定する」との規定について説明しなかったことは、労基法15条1項に反するか

○身元保証

参考書式 身元保証書

事例 身元保証書における「万一、過失又は懈怠によって貴社に損害を及ぼしその義務を尽くすことができなかつた場合には、私共が連帯して履行の責に任じ貴社のお指図に従って弁償いたします」との規定に基づいて、会社が社員の業務命令違反により被った全損害を、身元保証人に請求できるか

○内定

参考書式 採用内定通知書

事例 採用通知において採用の日、配置先、採用職種及び身分が具体的に明示されれば、その段階で採用内定が成立したと言えるか

事例 採用内定者に対して企業が経営悪化等を理由に内定を取り消す場合、その有効性はどうないように判断されるか

第2 異動

○出向

参考規程例 出向規程

事例 就業規則における「社員に対しては、業務上の必要によって社外勤務をさせることがある」との規定に基づいて、会社が社員の個別的同意なく出向を命じることができるか

○配転転換

事例 就業規則における「業務上の都合あるいは本人の希望により、同一職場内に於ける職種の変更又は他の職場内ないしは地域への転出、転任を当該本部長・部長、及び人事・労務本部長の承認を得て行う事がある」との規定に基づいて、「フライ・アテンダント」を地上職に配置転換できるか

事例 「業務上の都合により社員に異動を命ずることがある。この場合には正当な理由なしに拒むことは出来ない」との規定に基づき行った転居を伴う配置転換について、当該労働者の家庭生活上の不利益を考慮してもなお有効と認められるのはどのような場合か

○昇格・降格

事例 就業規則における「業務上必要があるときは、職場転換、職種・職位の変更、他社への出向、グループ会社への転籍等の人事異動を命じる」との規定に基づいて、会社が育児休業から復帰した社員の業務内容を変更するのに併せて、減給を伴う職務等級の引下げができるか

第3 休職

○休職

事例 労働者が刑事事件で起訴されたが、起訴事

第4章 勤務時間、休憩及び休日にに関する規定

第1 所定労働時間・休憩・休日

○労働時間及び休憩時間

事例 労働時間に該当するか否かは、労働者の行

事例 職種や業務内容を限定せずに雇用契約を締結している労働者が私傷病で休職したが、休職期間満了日に元職への復職が出来ないと判断し、退職の扱いとすることに問題はないか

○休職者の所属 ○復職

事例 職種や業務内容を限定せずに雇用契約を締結している労働者が私傷病で休職したが、休職期間満了日に元職への復職が出来ないと判断し、退職の扱いとすることに問題はないか

○私傷病休職期間の通算と利用回数

第2章 採用、異動、休職に関する規定

第1 採用

○採用手続 ○採用時の提出書類 ○試用期間

事例 会社が必要と認めた場合又は特に理由がある場合には試用期間を延長することは可能か

事例 「会社は試用期間終了までに不適と認められたときは、解雇することができる」との規定に基づいて、試用期間満了前に解雇できるか

○労働条件の明示

事例 中途採用者に対して内部的に決定していた運用基準における「初任給は、当該年齢の現実の適用考課の下限を勘案し、個別に決定する」との規定について説明しなかったことは、労基法15条1項に反するか

○身元保証

参考書式 身元保証書

事例 身元保証書における「万一、過失又は懈怠によって貴社に損害を及ぼしその義務を尽くすことができなかつた場合には、私共が連帯して履行の責に任じ貴社のお指図に従って弁償いたします」との規定に基づいて、会社が社員の業務命令違反により被った全損害を、身元保証人に請求できるか

○内定

参考書式 採用内定通知書

事例 採用通知において採用の日、配置先、採用職種及び身分が具体的に明示されれば、その段階で採用内定が成立したと言えるか

事例 採用内定者に対して企業が経営悪化等を理由に内定を取り消す場合、その有効性はどうないように判断されるか

第2 異動

○出向

参考規程例 出向規程

事例 就業規則における「社員に対しては、業務上の必要によって社外勤務をさせることがある」との規定に基づいて、会社が社員の個別的同意なく出向を命じることができるか

○配転転換

事例 就業規則における「業務上の都合あるいは本人の希望により、同一職場内に於ける職種の変更又は他の職場内ないしは地域への転出、転任を当該本部長・部長、及び人事・労務本部長の承認を得て行う事がある」との規定に基づいて、「フライ・アテンダント」を地上職に配置転換できるか

事例 「業務上の都合により社員に異動を命ずることがある。この場合には正当な理由なしに拒むことは出来ない」との規定に基づき行った転居を伴う配置転換について、当該労働者の家庭生活上の不利益を考慮してもなお有効と認められるのはどのような場合か

○昇格・降格

事例 就業規則における「業務上必要があるときは、職場転換、職種・職位の変更、他社への出向、グループ会社への転籍等の人事異動を命じる」との規定に基づいて、会社が育児休業から復帰した社員の業務内容を変更するのに併せて、減給を伴う職務等級の引下げができるか

第3 休職

○休職

事例 労働者が刑事事件で起訴されたが、起訴事

第4章 勤務時間、休憩及び休日にに関する規定

第1 所定労働時間・休憩・休日

○労働時間及び休憩時間

事例 労働時間に該当するか否かは、労働者の行

事例 職種や業務内容を限定せずに雇用契約を締結している労働者が私傷病で休職したが、休職期間満了日に元職への復職が出来ないと判断し、退職の扱いとすることに問題はないか

○休職者の所属 ○復職

事例 職種や業務内容を限定せずに雇用契約を締結している労働者が私傷病で休職したが、休職期間満了日に元職への復職が出来ないと判断し、退職の扱いとすることに問題はないか

○私傷病休職期間の通算と利用回数

第2章 採用、異動、休職に関する規定

第1 採用